発八監第　２２　号
令和８年９月３０日

八頭町長　矢 部 啓 祐　　様

八頭町議会議長　川 西 美 恵 子　様

八頭町監査委員　　丸　山　長　智

八頭町監査委員　　田　中 一　實

令和８年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づき、令和７年度に財政的援助を与えているもの（財政援助団体等）の出納、その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第９項に規定する監査の結果を次のとおり報告する。

１　監査の概要

（１）監査の対象及び着眼点

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく財政的援助を与えているものの出納、その他の事務の執行に関する監査について、次の点を主な着眼点として実施した。

ア　町が補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）及び事業について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ　公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）については、関係法令等を遵守し、指定管理業務を行う上で公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に運営されているか。

（２）監査の実施時期

令和８年８月１８日から８月２７日までのうち３日間実施した。

（３）監査の実施方法

関係書類や事務事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として実施した。

（４）　監査実施機関等の数

区　　分	対象監査数	監査実施数
補助金等団体	１，０７６	５５
指定管理者	１１	２
合　　計	１，０８７	５７

２　監査の結果及び意見

（１）概　要

補助金の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、指定管理事務を行ううえで公の施設の運営及び経理処理、出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に運営されているかを主眼点に監査を実施した。

ア　補助金交付事務関係で指摘事項に該当するもの

下記イ及びウのとおり、補助金交付要綱が実態に即した内容となっていないものが認められるため、要綱の条文内容を補助金の交付実態に即した内容に変更するなどし、補助金交付にあたり無用な誤解や誤りを誘引しないほか、補助金の不適切な管理や検査の実施時期を是正するなど厳正な補助金交付処理に努められたい。

イ　補助金交付要綱関係で改善或いは再考を要するもの

（ア）自治総合センターが定めている「一般コミュニティ助成事業」において、「助成額は、100 万円以上 250 万円まで（10 万円単位)」と定めている中で、本町のコミュニティ助成事業補助金交付要綱では、「補助金の額は、自治総合センターにおいて決定された助成金額とする」旨定めているだけで、具体的な金額の定めは表記されていない。

集落目線から見れば、本町の担当課のさじ加減で上限を決めているように誤解されるおそれもあることから、本町の補助金交付要綱においても「１集落 250 万円を限度とする」旨の上限を明確に記載しておくなど、補助要綱の中で具体的な限度額を示しておく必要があるものと思料する。

（イ）八頭町観光協会補助金交付要綱をみると、「趣旨」、「補助金の交付対象」、「補助金の額」、「その他」の４条のみで構成されており、必要不可欠な補助要件の規定が網羅されておらず、補助要綱の体をなしていないものであると言える。

要綱として欠落している項目については、補助金等交付規則が適用されることになろうかと思われるが、当該補助金の交付を受ける側としては、補助金交付規則まで承知するような立場でないことから、補助金を交付する際に承知しておいて貰いたい事項（重要な方針や基準、運用方法、申請・実行に必要なステップ等）については、交付要綱の条文として表記（追記）しておくべきである。

（ウ）八頭町商工会に対する補助要綱をみると、「趣旨」、「目的」、「補助金の交付対象」、「補助金の額」、「その他」の５条で構成されていることから、それ以外の項目については、上記（イ）と同様に改善すべきである。

（エ）八頭町教育会補助金の補助率は「1,500 円×人数－100,000 円」として補助金が算定されているが、補助要綱である八頭町学校教育振興事業補助金交付要綱第 2 条第 4 項においては、「補助金額は当該年度 4 月 1 日現在の町内小中学校教職員 1 人当たり 1,500 円とし、予算の範囲内とする」旨規定されている。

当該補助金は講演会講師謝金で組まれていることから、100,000 円を差し引いて運用しているとのことである。

そうした実態があるのであれば、本件補助金要綱の第 2 条第 4 項を予め「1,500 円×人数－100,000 円」と改正しておく必要があると思われるが、補助要綱の内容を改正しないまま 100,000 円を差し引いて当該補助金を交付しており、申請者の思惑に背いたような処理が行われている。

ウ　補助金交付関係事務で改善を要するもの

（ア）補助金完了報告日及び完了検査日

補助金の完了報告日及び完了検査日を年度末の末日である 3 月 31 日の同日に実施したとしているが、完了報告書を作成するのに相当な時間がかかることから、時間的に困難であることは明らかであり、3 月 31 日に検査を終わらせなければならないとして、虚偽の事務処理が行われているものが複数件確認された。

本町の補助金等交付規則第 18 条において、「補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書を、速やかに町長へ提出しなければならない」旨定めている。

そうした中で、一部の担当課や担当者は、実績報告書の提出日が 4 月に入ってから受理しているにもかかわらず 3 月 31 日付で提出させ、検査も 3 月 31 日に遡って処理しなければならないという認識の下、3 月 31 日に遡って処理している事案が多数見られる。

その原因として考えられるのは、前例踏襲といった事務処理が招いているのではないかと思われる。

確かに国の予算においては単年度主義であり、3 月 31 日までに全ての処理を終わらせなければならないようではあるが、地方公共団体は出納整理期間が 2 か月間も設けられているので、3 月 31 日に縛られる必要はなく、各補助要綱においても「事業終了後速やかに」と定めている。

3 月 31 日にこだわり過ぎて、実際の事務処理日と書面上の処理日が相違することは公文書の日付改ざんに当たる行為と捉えられかねないものであり、行政の信用を失墜させる行為に当たると思われるので、認識違いの行為であっても問題である行為であることから、報告書の提出期限を「遅くとも 3 月 31 日までに提出しなければならない」という条件を付している案件については、全ての規則や契約書を再確認したうえで、修正されたい。

こうした取り扱いは、補助事業のみならず、他事業の契約書式にも見られることから、全庁的に精査しておく必要がある。

（イ）交付台帳の取り扱い

補助金等の交付台帳の整備については、八頭町補助金等交付規則第 9 条において「交付台帳はそれぞれの課に備え付け、その所掌の補助金等の交付の決定があったときは、そのつど決定の内容をこれに記載しなければならない」旨規定されているが、多数の事案において「交付決定時」ではなく、支払が発生した際に出納室長の印鑑を押印してもらう必要があることから、支出行為が発生する補助金交付時において、初

めて台帳を作成している実態が数多く見受けられる。
補助事業においては特に、そうした状況が恒常化すると、担当者が不在となった場合、補助金の交付事務がどこまで進捗しているのか確認できる術がなくなることが予想される。補助金申請者に対して多大な迷惑をかけることにもなりかねないので、交付規則に沿った厳正な台帳整備の取り扱いを励行すべきである。

（ウ）交付した補助金通帳の取り扱い

a　八頭町男女共同参画推進会議活動補助金について、当会の預金通帳と事業報告書日付を見比べてみると、会員からの会費を受理しているにもかかわらず、預金通帳には入金整理がされていないことから、手持ち管理をしていたものと認められる。
年度中に実施した活動費用等を手持ちの会費で支払えない不足分は会計担当者がその都度立替払いを行い、年度末直前に 2 回に分けて預金通帳より出金して立替分を補填しているという不適切かつルーズな会計処理の実態が確認された。
こうした会計処理を行っていることを当会の役員や監査員が看過し、行政側の担当課も決算時の提出資料を細部に至るまでの検証ができていない実態もうかがえる。
本件のこうした会計管理者のずさんな通帳の取り扱いについては、会員から預かった現金の流用などを疑われても仕方のない行為であることから、町の担当職員や会員の方々に多大な迷惑を及ぼすような取り扱いである。
補助金等交付基準の第 7 条で、「会計処理に問題がある場合など、必要があると認めたときは、補助金等の返還を含め適正な処理をしなければならない」旨定められていることを念頭に置き、決して同様な行為を再発させないように当会内におけるチェック体制を確立するよう、当会の責任者等に対して厳しく注意するほか、適切な現金管理を指導する必要がある。

b　フレンドシップ交流事業補助金について、学校長通帳に入出金されているとのことであるが、町からの補助金は目的外使用が一切認められないので、PTA 会費や学校徴収金（給食費や教材費）など、どんぶり勘定で取り扱われるおそれがあることから、他の私費会計の通帳とは完全に分離して管理する必要がある。
学校長通帳と別管理預金通帳を整備するかどうかは、通帳入出金の実態を十分に調査したうえで別通帳により管理することの是非を判断し、補助金交付先に対して指導されたい。

（エ）補助金申請時期について

こどもエコクラブ活動支援金については、5 月から 8 月にかけて同クラブの活動実施している中で、補助金の申請が 8 月当初に提出され、概算払いが 9 月 25 日に交付されているため、エコクラブサポーターなどによる活動費用の一部立替払いや 5 月に実施したエコ遠足に係るバス代を 5 か月間も支払猶予をしてもらっているようであり、活動を実施するにあたり資金繰りに窮している実態が見られる。
事業計画を早い時期に策定させて補助申請を年度当初に近い時期に行うよう指導する必要がある。

（オ）過去に指摘した補助金の不適正な使途の再発

特色ある学校づくり補助金において、町からの補助金 450,000 円を 4 つの部と職

場体験交通費の 5 部門で使用しているが、決算書をみると、補助金額 450,000 円を各部門で金額調整するなど 1 円たりとも残さず全額使い切っている実態が確認された。

決算書類の摘要欄で内容を確認すると、年度末に当該年度には不要不急の物品や、地元業者から購入金額を指定して消耗品などを購入していると疑われるような支出が確認された。

こうした年度末に余った予算を返還することを惜しみ、不要不急な消耗品等を購入するといった「悪しき慣習」については、令和 4 年度の財政援助団体等の監査においても、八頭町教育会補助金（6 つの部会の活動費用）において、上記と全く同様の監査指摘を行っているにもかかわらず、教育委員会部門においては全く反省のかけらもない。

子どもたちの教育に携わっている者自身が規則を守らず、散財体質からも脱却できず、常習的で改善する姿勢も一切見られないなど、教育者としてもあるまじき行動が見られることから、補助金交付者として厳しく対応すべきである。

今後の方策としては、「①不正受給額の返還を求める」、「②次年度の補助金の交付を取りやめる」、或いは「③行政処分として何らかの罰則を検討」する必要があるようにも思われる事案であると認められる。

（2）実施状況及び指摘事項等

ア　補助金等交付関係

（ア）総務課所管　（２／１３）

補　助　事　業　名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
集落公民館等整備事業補助金	575,236	230,000	8 月 18 日
集落公民館等整備事業補助金	970,000	194,000	監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

①　集落公民館等整備事業補助金の交付事務に係る補助金交付要綱の別表（４条関係）において世帯の数により補助の適用率が相違しているにもかかわらず、補助金交付申請書には世帯数を記入する欄が設けられていない。

申請者である各区長も自分の集落は補助率が何%適用されて補助金がいくら交付してもらえるかを集落の住民に報告して了承を得る義務もあるほか、役場内において稟議を回付する際にも適用率が適切かどうかをチェックできることから、申請書様式へ項目を追加するなどして記入を義務付けることが望ましい。

（イ）総務課防災室所管　（４／２９３）

補　助　事　業　名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町消防施設整備事業補助金	220,000	146,000	8月18日監査室
八頭町消防施設整備事業補助金	61,600	30,000	
八頭町防犯灯設置補助金	80,676	40,000	
八頭町震災に強いまちづくり推進事業補助金	453,200	303,000	

監査結果

事業は目的に沿って執行されているものと認められたが、補助金交付台帳の取り扱いに補助金交付規則に反した取り扱いが確認された。

①　消防施設整備事業補助金の交付事務について、補助金交付要綱の別表（４条関係）において世帯の数により補助の適用率を区分しているにもかかわらず、補助金交付申請書には世帯数を記入する欄が設けられていない。

申請者自身も自分の集落は補助率が何%適用されて補助金がいくら交付してもらえるかを集落の住民に報告して了承を得ることもあることから、申請書面に欄を追加するなどして記入を義務付けることが望ましい。

②　当該補助金に係る補助金交付台帳の作成状況をみると、補助金等交付規則第９条で定められている交付決定日には作成されておらず、いずれの補助金も補助金支払日に作成されており、補助金交付規則に反している。

（ウ）上下水道課所管　（１／１）

補　助　事　業　名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町合併処理浄化槽設置整備事業補助金	846,000	448,000	8月18日監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められたが、補助金交付台帳の取り扱いに補助金交付規則に反した取り扱いが確認された。

①　当該補助金に係る補助金交付台帳の作成状況をみると、補助金等交付規則第９条で定められている交付決定日には作成されておらず、補助金支払日に作成されており、補助金交付規則に反している。

（エ）建設課所管　（２／２２）

補　助　事　業　名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
道路愛護事業交付金	50,000	50,000	8月18日監査室
道路愛護事業交付金	68,000	68,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められたものの、補助金交付台帳の取り扱いに補助金交付規則に反した取り扱いが確認された。

① 当該補助金に係る補助金交付台帳の作成状況をみると、補助金等交付規則第9条で定められている交付決定日には作成されておらず、いずれの補助金も補助金支払日に作成されており、補助金交付規則第9条に反した取り扱いが行われている。

（オ）町民課所管　　（８／６７）

補　助　事　業　名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
集落ごみステーション等整備事業補助金	12,012	6,000	8月18日監査室
集落ごみステーション等整備事業補助金	38,500	30,000	
飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金	160,000	80,000	
飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金	40,000	20,000	
飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金	40,000	20,000	
飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金	19,800	9,900	
飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金	37,950	18,975	
こどもエコクラブ活動支援補助金	113,400	113,400	

監査結果

事業については目的に沿って適切に執行されているものと認められたものの、下記のとおり、こどもエコクラブ活動支援に係る補助金の申請及び交付時期の遅れから立替払いや業者に対して支払猶予を余儀なくさせるような事務処理が発生しているほか、補助金交付台帳の取り扱いに補助金交付規則に反した取り扱いが確認された。

① こどもエコクラブ活動支援補助金については、5月から8月にかけて同クラブの活動を実施している中で、補助金の申請が8月当初に提出され、概算払いが9月25日に交付されているため、エコクラブサポーターなどによる活動費用の一部立替払いや5月に実施したエコ遠足に係るバス代を5か月間も支払猶予をしてもらっているようであり、活動を実施するにあたり資金繰りに窮している実態が見られる。

② 集落ごみステーション等整備事業補助金及びこどもエコクラブ活動支援補助金において、補助金交付台帳の作成状況をみると、補助金等交付規則第9条で定められている交付決定日には作成されておらず、いずれの補助金も補助金支払日に作成されており、補助金交付規則に反している。

（カ）保健課所管　　（２／２６）

補　助　事　業　名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
令和6年度八頭町民間診療所開設等補助金（繰越明許）	207,696,985	50,000,000	8月18日監査室
社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減事業	132,734	9,955	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められたが、実績報告書及び検査事務の取り扱いにおいて不適切な事務処理が行われている。

① 八頭町民間診療所開設等補助金については、補助事業の支払が令和7年2月7日に終わっているにもかかわらず、事業実施期間が7年3月31日としていたことから、事業実施報告書が7年3月31日に提出され、領収書の確認のみであり検査も同日に行ったことは否定まではしないものの、年度末は繁忙期であり、職員の負担も考慮し、実績報告書を事業実施期間の最終日まで引っ張ることなく、事業が終了次第速やかに報告書を提出するよう促すように努められたい。

② 社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減事業については、年度末に軽減総額を算定したうえで、各市町村別の助成費請求額を割り出すという事務を行う必要があるため、実務的な確定額の処理は年度末の3月31日に決定するのは難しいものと想定される。

そうしたことから、本件の補助金交付要綱第8条の実績報告書の提出時期は、「補助事業が完了した日から30日又は、補助金の交付決定のあった年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書に関係書類を添えて町長へ提出しなければならない」旨定められている。

しかしながら、本件の実態をみると、実績報告書は3月31日付で提出され、補助金等検査結果も3月31日に実施し、補助金の額も3月31日に確定して、補助金額確定通知も3月31日付で通知するという神業の事務処理が連発している。

推測するに、実態は4月に入ってから実績報告書を受理し、内容を審査したうえで検査を実施していることがうかがえる。

補助要綱に年度末を過ぎた4月10日までに実績報告書を提出させ、その後に事務処理を行っても差支えない旨の定めがあることから、3月31日に検査までの事務処理を行ったことにする必要は全くなく、現在の事務処理は実態に合わない偽りのある事務処理であり公文書を偽造したことにもなりかねない行為である。

（キ）企画課所管　　（7／114）

補助事業名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
家庭用発電設備等導入推進補助金	660,000	200,000	8月20日監査室
家庭用発電設備等導入推進補助金	1,170,000	174,240	
空き家家財道具等処分費補助金	291,600	291,000	
空き家家財道具等処分費補助金	165,000	165,000	
空き家家財道具等処分費補助金	294,000	294,000	
空き家利活用流通促進事業補助金	1,659,600	902,000	
コミュニティ助成事業補助金	2,514,600	2,500,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められたが、補助金交付台帳の作成時期が遅延しているものが認められた。

① 自治総合センターが定めている「一般コミュニティ助成事業」において、「助成額は、100 万円以上 250 万円まで（10 万円単位）と定めている中で、本町のコミュニティ助成事業補助金交付要綱では、「補助金の額は、自治総合センターにおいて決定された助成金額とする」旨定めているだけで、具体的な金額の定めは表記されていない。
住民目線から見れば、本町の担当課のさじ加減で上限を 250 万円と決めているように誤解されるおそれもある。

② 家庭用発電設備等導入推進補助金をはじめ、今回監査対象とした 7 件とも、補助金等交付規則第 9 条で定められている交付決定日には作成されておらず、補助金請求日や補助金交付日に作成されており、補助金交付規則に反している。

（ク）福祉課所管　　（５／２７）

補　助　事　業　名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町社会福祉協議会助成金	69,275,330	69,275,300	8 月 20 日監査室
シルバー人材センター事業補助金	9,301,039	4,400,000	
八頭町老人クラブ連合会補助金	5,121,228	1,742,228	
八頭町子どもの居場所づくり補助金	1,430,000	1,430,000	
八頭町身体障害者福祉協会補助金	1,493,500	1,165,000	

監査結果
事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められたが、以下のとおり不適切な事務処理が確認された。

① 八頭町社会福祉協議会助成金に係る完了検査が 3 月 31 日に実施されたことになっているが、当該助成金に係る事業については数種類の事業に亘っていることや年度末の最終日である 3 月 31 日まで事業を行っていることから、3 月 31 日に決算内容をまとめることは実務的に無理があり、実際には数日経過後に検査を行っているものの、年度内に検査を完了しなければならないとの誤った認識から、3 月 31 日に遡って検査を実施したこととしている。
国の補助金については、予算の単年度で管理されていることから、年度をまたいでの精算ができないため年度末の 3 月 31 日までに検査を行わなければならないと規定していることから、国の取り扱いに準じなければならないという勘違いからか、遡り処理している。

② 補助金交付台帳の作成状況をみると、交付規則第 9 条で定められている交付決定日には作成されておらず、いずれも第 1 回概算払日において、補助金支払日に作成されており、補助金交付規則に反した取り扱いが恒常化している。

③ また、当課に関係する補助要綱において、実績報告書の提出時期を受ける時期がまちまちであり、担当者も困惑しているのではないかと思われる。
各補助要綱の報告書提出期限をみると、社会福祉協議会（期限指定なし）、シルバー人材センター（年度終了後速やかに）、老人クラブ（事業完了の日若しくは年度の末日）

子どもの居場所づくり（事業完了後１４日以内)、身体障害者福祉（事業完了の日から３０日を経過する日と年度の末日のいずれか早い日）として規定されており、同じ担当課であってもそれぞれ相違している実態が確認される。

特に、身体障害者福祉のように、「遅くとも年度末に提出する」ことを求めた内容は、本町の補助金等交付規則第 18 条（実績報告）の条文「補助事業等実績報告書を、速やかに町長に提出しなければならない」旨定められており、年度末までに提出するよう期限を定めるのは交付規則に反するほか、実務面でみても 3 月 31 日に帳簿を締めて決算書を作成させ、同日に検査を行うという神業は現実的には不可能であることから、補助金等交付規則に沿った期限（速やかに）を事業者に対して求めるべきである。

（ケ）人権推進課所管　　（１／３）

補　助　事　業　名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
部落解放同盟八頭町協議会補助金	3,902,367	3,901,578	8 月 20 日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められたが、補助金交付台帳の取り扱いに補助金交付規則に反した取り扱いが確認された。

① 当該補助金に係る補助金交付台帳の作成状況をみると、補助金等交付規則第 9 条で定められている交付決定日には作成されておらず、補助金支払日に作成されており、補助金交付規則に反している。

（コ）男女共同参画センター所管　　（１／３）

補　助　事　業　名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町男女共同参画推進会議活動補助金	101,493	55,528	8 月 20 日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた一方で、以下のとおり会計処理において問題点が認められた。

当会の預金通帳と事業報告書を見比べると、会員からの会費の入金を預金通帳に入金整理が確認できないことから、手持ち管理していた可能性が疑われる。

年度中に実施した活動費用等を手持ち管理の会費で支払えない不足分は会計担当者がその都度立替払いを行い、年度末直前に 2 回に分けて預金通帳より出金して立替分を補填しているという不適切かつルーズな会計処理であると判断せざるを得ない。

こうした会計処理を行っていることを当会の役員や監査員が看過し、行政側の担当課も決算時の提出資料を細部に至るまで検証を行っていない実態もうかがえる。

本件のこうした会計管理者のずさんな通帳の取り扱いについては、現金の流用などを

疑われても仕方のない行為であることから、町の担当職員や会員の方々に大きな迷惑を及ぼすような処理である。

（サ）教育委員会学校教育課所管　　（３／２９）

補　助　事　業　名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
フレンドシップ交流事業補助金	227,888	227,888	8月20日監査室
特色ある学校づくり補助金	450,000	450,000	
八頭町教育会補助金	34,515	34,515	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められたが、一部、不適切と思われる補助金の資金管理や、年度末に不要不急な物品購入しているものがみられた。

① フレンドシップ交流事業補助金

当該事業に係る町補助金については、学校長通帳で入出金されているとのことであるが、町からの補助金は目的外使用が一切に認められないので、PTA 会費や学校徴収金（給食費や教材費）など、どんぶり勘定で取り扱われるおそれがあることから、他の私費会計の通帳とは完全に分けて管理する必要がある。

② 特色ある学校づくり補助金

町からの補助金 450,000 円を 4 つの部と職場体験交通費の 5 部門の決算額が、補助金額 450,000 円を 1 円たりとも残さず全額使い切っている。

決算書類を確認すると、年度末終わりに当該年度には不要不急の物品（スクールタイマー、イージーラック棚）のほか、半透明テープ、床ワックスを、地元業者から購入金額を指定して消耗品などを購入しているとうかがわれる実態がみられた。

③ 八頭町教育会補助金

本件の補助率は「1,500 円×人数－100,000 円」として補助金が算定されているが、本件の補助要綱である八頭町学校教育振興事業補助金交付要綱第 2 条第 4 項においては、「補助金額は当該年度 4 月 1 日現在の町内小中学校教職員 1 人当たり 1,500 円とし、予算の範囲内とする」旨規定されている。

当該補助金は講演会講師謝金で組まれていることから、100,000 円を差し引いて運用しているとのことである。

そうした実態があるのであれば、本件補助金要綱の第 2 条第 4 項を予め「1,500 円×人数－100,000 円」と改正しておく必要があるが、補助要綱の改正を放置したまま当該補助金を交付してる。

（シ）教育委員会社会教育課所管　　（１／２１）

補　助　事　業　名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
重要文化財矢部家住宅管理事業補助金	77,300	28,000	8月20日監査室

監査結果
　事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

（ス）産業観光課所管　　（１６／２８４）

補　助　事　業　名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
環境保全型農業直接支払交付金	256,120	256,120	8月27日監査室
主要園芸品目生産振興事業補助金	980,000	490,000	
親元就農促進支援交付金事業	900,000	900,000	
酪農自家育成保留事業補助金	12,420,000	450,000	
鳥取柿ぶどう等生産振興事業	3,850,000	1,924,999	
鳥取梨生産振興事業費補助金	1,775,760	579,976	
鳥取梨生産振興事業費補助金	446,800	362,613	
小規模農家経営継続支援事業	1,330,000	266,000	
小規模農家経営継続支援事業	760,000	152,000	
八頭町農業青年会議活動事業	100,591	75,443	8月27日監査室
八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金	8,000	7,166	
八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金	4,400	2,932	
八頭町猟銃等購入費補助金	248,900	163,067	
八頭町産木材利用促進事業費補助金	277,500	277,500	
木材搬出道修繕等補助金	5,008,850	1,800,000	
八頭町間伐材搬出等事業費補助金	4,049,462	4,049,462	

監査結果
　事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められたが、補助金交付台帳の取り扱いに補助金交付規則に反した取り扱いが確認された。

①　当該補助金に係る補助金交付台帳の作成状況をみると、16件中14件（親元就農促進及び柿ぶどうを除く）は補助金等交付規則第9条で定められている交付決定日には作成されておらず、概算払又は全額一括払を行った日に作成されており、補助金交付規則に反している。

（セ）産業観光課商工観光室所管　　（２／６６）

補　助　事　業　名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町観光協会補助金	22,780,247	21,474,540	8月27日監査室
八頭町商工会補助金	29,269,651	9,600,000	

監査結果
　事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められたが、以下のとおり不適切な事務処理が確認された。

① 八頭町観光協会補助金

補助金 21,474 千円を交付しているが、収入のうち 90 数%が補助金で賄われており、さらに補助金のうち約 90%が人件費に充てられている。

また、法人化することにより旅行業者としての事業展開や、自治体補助金などの直接申請、観光イベントの主催、ガバナンスの強化に繋がるという利点があることから、全国における任意団体である観光協会が一般社団法人などの法人格を取得している事例がある中で、本町の観光協会においても将来的には法人化への転換を図ろうとした動きはあるものの、未だ検討中の段階で止まっている。

当協会の令和 7 年度事業計画書の基本方針の中に、「八頭の特徴や強みを生かした観光誘客と情報発信、観光振興に取り組む」としているが、観光誘客の弊害は観光地が点在しているほか、宿泊施設やお食事処も極めて少なく、その解決策は観光協会が担うべきものではなく、行政を担っている本町が本腰を上げなければ実現しないものであり、当協会が法人化に向けた動きが鈍っている要因の一つではないか。

当該補助金に係る補助金交付台帳の作成状況をみると、補助金等交付規則第 9 条で定められている交付決定日には作成されておらず、概算払いを行った日に作成されており、規則に反している。

② 八頭町商工会補助金

補助金の概算払いの交付月は 6 月と 11 月に 5 割（4,800 千円）ずつ 2 回に分けて交付することを商工会との協議で決定しているが、7 年度においては、双方とも支払・受取時期を失念していたのか、双方協議のうえ翌年の 2 月に支払を了している。

また、当該補助金に係る補助金交付台帳の作成状況をみると、交付決定を令和 7 年 4 月 11 日に行っているものの、当該台帳が作成されたのは、概算払いを行った同年 6 月 5 日であり、交付決定時に交付台帳が義務付けられている補助金等交付規則第 9 条の定めに反している。

③ 上記①及び②共通

八頭町観光協会補助金交付要綱をみると、「趣旨」、「補助金の交付対象」、「補助金の額」、「その他」の 4 つ条文で構成されている。また、八頭町商工会に対する補助要綱をみると、「趣旨」、「目的」、「補助金の交付対象」、「補助金の額」、「その他」の 5 つの条文で構成されていることから、それ以外の項目については、補助金等交付規則が適用されるものと思われる。

そうした中で、規則第 18 条の実績報告書では「事業が完了したときは速やかに町長へ提出する」旨定められているにもかかわらず、補助事業の完了届出、補助事業実績報告書、検査結果調書、補助金の額の確定通知は何れも規則に反した 3 月 31 日付で処理したことにしており、実際の処理日（4 月）と相違した取り扱いが行われている。

イ　指定管理関係

（ア）産業観光課所管

施　設　名	指定管理者名	実施日	概　　要		（円）
大門体験農園管理棟及び付属便所	物産館みかど 会長 奥田　哲章	8月27日 現　地	管理料 (3年間)	R６年度	55,000
				R７年度	55,000
				R８年度	55,000
			指定期間	R6.4.1～R9.3.31	

監査結果

①　2年目の7年度事業費は88,895千円であり、カメムシ被害や高温による異常気象などの影響が大きく、来客数の減少や注文のキャンセルなどもあり、収支状況は一昨年度の▲1,692,466円に続き、昨年度も大幅な赤字（▲2,027,489円）を計上しており、繰越剰余金で補っている。

②　8年度は、地理的表示（GI）登録された「こおげ花御所柿」を地元特産品として取り組むほか、体験農園の有効活用を推進し、来客数、売上高を前年度より上回ることを目標としている。

③　町に対する管理施設に係る問題点や要望事項は特になし。

（イ）産業観光課所管

施　設　名	指定管理者名	実施日	概　　要		（円）
下私都農産物加工施設	(有)こおげ農業開発センター 代表取締役 井上　康	8月27日 現　地	管理料 (3年間)	R６年度	0
				R７年度	0
				R８年度	0
			指定期間	R6.4.1～R9.3.31	

監査結果

①　令和7年度における同施設の収支決算は、収入3,405,828円、支出2,415,422円で差引990,406円を計上している。

②　同施設の主な収入源は「味噌製造・販売収入であり、2,946,240円であるほか、一般住民等による利用料収入として、38件（162人）で405,048円を計上している。

③　町に対する管理施設に係る問題点や要望事項は特になし。